

寒河江市告示第11号

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成4年市条例第1号）第3条第1号、第6号から第9号までに規定する屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設の名称 | 屋内型児童遊戯施設
キャンプ場
グランピング場
RVパーク
国際チェリーパーク |
| 2 | 指定する団体の名称 | 寒河江市大字島字島東87番地
チェリーフラワーパーク株式会社
代表取締役 高橋 恒之 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで |